

# パブリックコメント制度

## 有限会社むつ車体工業が運行する路線バスの運賃 について

### 【意見募集期間】

令和7年1月17日（金）～2月7日（金）

### 【お問い合わせ先】

むつ市 政策推進部 交通政策課

電話 0175-22-1111（内線 2352）

# パブリックコメントにあたって

市内バス事業者である有限会社むつ車体工業が令和7年4月7日（月）より本格運行を予定している路線バス（市内循環バス路線）の運賃に関して、道路運送法第9条第5項の規定に基づき市民の皆様から広く意見を募集します。

## 【目次】

■ 運賃の概要	2
■ 意見の提出方法	3
■ パブリックコメント用紙	4

## ■ 運賃の概要

### 1 運行事業者

有限会社むつ車体工業

### 2 運賃

#### (1) 本格運行における運賃

運行開始日：令和7年4月7日（月）から

種類：普通旅客運賃（均一運賃）

金額：1回の乗車につき大人200円、子ども100円

その他：回数券11枚綴り2,000円

むつ市高齢者無料乗車証（AGEHA）利用可能

#### (2) 実証運行における運賃

運行期間：令和4年度から令和6年度まで

種類：普通旅客運賃（均一運賃）

金額：1回の乗車につき大人200円、子ども100円

その他：回数券11枚綴り2,000円

むつ市高齢者無料乗車証（AGEHA）利用可能

### 3 その他

本格運行における路線や運行時刻等については、別紙、資料参照

## ■意見の提出方法

### 1 募集期間

令和7年1月17日（金）から令和7年2月7日（金）まで

### 2 宛て先

むつ市政策推進部交通政策課

### 3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出して下さい。

(1) 電子メール kotsu@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス 0175-23-4108

(3) 郵送・持参

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

むつ市政策推進部交通政策課

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後、有限会社むつ車体工業に共有し、ご意見に対する考え方とともに整理した上で速やかに公表します。
- ・個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	有限会社むつ車体工業が運行する路線バスの運賃について
住 所 (団体は団体名と代表者名)	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提 出 者 の 区 分 (該当する番号に○をつけて下さい)	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご意見の内容

\* ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。

\* ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問合せ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号  
 むつ市政策推進部交通政策課  
 電 話 0175-22-1111 (内線 2352)  
 ファックス 0175-23-4108  
 電子メール kotsu@city.mutsu.lg.jp